

木更津市第3次教育大綱

令和5年2月3日

1 趣旨

平成27年4月から施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、市長と教育委員会から構成する総合教育会議を設置することが義務付けられました。

また、同会議において、地域の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされ、本市では平成27年11月に木更津市教育大綱を、令和元年4月に木更津市第2次教育大綱を策定し、市長と教育委員会が連携してそれぞれの施策を進めてきました。

この間、高度デジタル社会やSDGs達成への対応、また「新しい生活様式」を踏まえた学校教育の継続が求められるなど、教育を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした状況を考慮しつつ、市長と教育委員会が協議、調整のうえ、新たな教育大綱を定めるものです。

2 大綱の位置づけ

市長は、「木更津市総合計画第3次基本計画」を、教育委員会は、教育振興の基本計画である「第3期木更津市教育振興基本計画」を所管し、施策を推進しています。

この教育大綱は、市長が、特に重点的に教育委員会と連携して進めるべき事項について、総合教育会議における協議を経て定めたものです。

3 計画期間 令和5年4月から令和9年3月まで

4 基本目標

「将来につなぐ、地域をつなぐひとづくり」

本市は、子育て支援や教育環境の充実により、将来を担う子どもたちを育むとともに、自分の住むまちをより良いものにしていこうとする地域の人たちを支えていきます。

5 基本方針

- ①安心して子どもを産み育てられるまちを目指します。
- ②子どもから高齢者まで自分の居場所を見つけられるまちを目指します。
- ③多様性を認め合い、尊重できるまちを目指します。

6 基本施策

- ①安心して子どもを産み育てられるまちを目指します。
 - (1) 子どもの居場所・教育施設の環境整備
 - (2) 給食米100%オーガニック化・地産地消を取り入れた学校給食の提供
- ②子どもから高齢者まで自分の居場所を見つけられるまちを目指します。
 - (1) 特色ある教育カリキュラムの推進
 - (2) スポーツを通じた児童・生徒の健康増進
 - (3) 継続的な学びを支える公民館の充実
 - (4) 文化芸術拠点施設の整備推進と文化財の価値や魅力の創造
- ③多様性を認め合い、尊重できるまちを目指します。
 - (1) いじめ、暴力、虐待、差別のない共生社会の実現